



2025 年 8 月 18 日

各 位

会社名 株式会社クラシコム
代表者名 代表取締役社長 青木 耕平
(コード番号：7110 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 山口 揚平
(TEL 042-577-0486)

資本業務提携契約の締結及び第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 18 日開催の取締役会において、株式会社ソニックガーデン（以下、「SG 社」といいます。）と、資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）を行うことに関する資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）の締結及び本資本業務提携の一環としての SG 社を割当予定先とした第三者割当による第 1 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社取締役の倉貫義人は、SG 社の代表取締役であることから、特別の利害関係を有する取締役にあたるため、本新株予約権の発行に係る取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

I. SG 社との資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社は、SG 社との間で、当社の中長期的な基幹システムの開発と安定運用の実現を通じた企業価値向上を図ることを目的として資本業務提携を行うことを決議いたしました。

当社は 2013 年から基幹システムの内製化に取り組み、過去に複数回刷新を試みたものの困難を極めてきたなか、当社子会社である株式会社 fufou のシステム開発運用において SG 社の「納品のない受託開発」サービスが円滑に機能している事が確認できました。当該サービスを当社においても活用することで 2024 年により早く実現した SG 社との開発体制は、技術面・組織面の両側面において極めて重要な成果と位置づけております。SG 社は、当社の業務オペレーションの中核を支える基幹システムの設計・開発・保守を担っており、その技術力・対応力・柔軟性はいずれも極めて高い水準にあります。特に 2024 年に本格始動した新体制は、今後の企業成長に不可欠なシステム基盤となっています。

また、ベンダーロックインの回避や人的リスクへの備えという観点から、フェアかつ対等な関係性を維持する条件を付しました。継続的にシステムの開発運用体制を確保できるこのような枠組みを整備することが持続的な企業価値向上にも寄与するとの考えに至り、本資本業務提携契約を締結することに合意いたしました。

本資本業務提携契約において、当該開発体制を持続的に強化・改善し、必要なリソースの安定確保や中長期の開発ロードマップに関する相互連携を図ってまいります。

2. 本資本業務提携の内容等

(1) 資本提携の内容

当社は、SG 社との業務提携を円滑に推進するため、SG 社を割当予定先とする本新株予約権 579 個（目的となる株式の数：57,900 株）の発行を実施することといたしました。また、2025 年 8 月 18 日現在の当社発行済株式総数 7,370,400 株を前提とすると、本新株予約権が全て行使された場合には持

株比率は 0.78%となります。資本提携の詳細は、後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株予約権の募集」をご参照ください。一方、本新株予約権は、後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株予約権の募集 10. 発行要項」に記載のとおり、予め定める業績目標（連結損益計算書における連結売上高 200 億円の超過）を達成した場合にのみ行使できることとなります。このような条件を設定することにより、当該業績目標が達成されることは当社の企業価値、株式価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと認識しております。従って、本新株予約権の発行による株式の希薄化規模は合理的なものと考えております。なお、本新株予約権の詳細は、後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株予約権の募集」をご参照ください。

また、当社は SG 社への本新株予約権の発行と併せて、目的となる株式の数につき、2025 年 8 月 18 日現在における SG 社の発行済株式総数の 5%に相当する数となる新株予約権 2 個（目的となる株式の数：200 株。払込価格：新株予約権 1 個あたり 100 円。行使価額：1 株あたり 475,000 円）を取得する予定であります。

（2）業務提携の内容

業務提携の方針や内容は、両社で協議のうえ具体化してまいります。現時点において、両社及びその子会社において、以下の内容を含む業務提携を実施する方針につき、合意しております。

- ① D2C 事業の基盤となる基幹システムの強化に関する相互協力
- ② 基幹システムの開発運用に必要な体制の柔軟な提供
- ③ ベンダーロックインにならないフェアな取引条件による対等な関係

3. 資本業務提携の相手先の概要

後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株予約権の募集 6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 日程

（1） 取 締 役 会 決 議 日	2025 年 8 月 18 日
（2） 本 資 本 業 務 提 携 契 約 締 結 日	2025 年 8 月 18 日
（3） 本 資 金 調 達 の 払 込 期 日	2025 年 9 月 3 日（予定）
（4） 本 資 本 業 務 提 携 開 始 日	2025 年 8 月 18 日

5. 今後の見通し

後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株予約権の募集 8. 今後の見通し」をご参照ください。

Ⅱ. 第三者割当により発行される新株予約権の募集

1. 募集の概要

（1） 割 当 日	2025 年 9 月 3 日
（2） 新株予約権の総数	579 個
（3） 発 行 価 額	総額 57,900 円（新株予約権 1 個につき 100 円）
（4） 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	当社普通株式 57,900 株（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
（5） 資 金 調 達 の 額	94,956,000 円（差引手取概算額：86,956,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：57,900 円 新株予約権行使による調達額：94,898,100 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。

	る可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達の額は変動します。
(6) 行 使 価 額	行使価額 1,639 円 行使価額は、本新株予約権の発行決議日である 2025 年 8 月 18 日の直前取引日（2025 年 8 月 15 日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値であります。
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	株式会社ソニックガーデンに対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 上記各号については、本日付で金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。 ② 本新株予約権の保有者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、2035 年 7 月期から 2037 年 7 月期のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高が 20,000 百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の連結損益計算書をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。 ③ 本新株予約権者は、上記②の行使の条件が成就した時点において、本契約が有効に存続している場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。 ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできません。 ⑥ 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 ⑦ 上記②又は③の行使条件が成就しないことになった場合には、本新株予約権は消滅いたします。

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、上記「I. SG 社との資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、SG 社と本資本業務提携を行うにあたり、業務提携内容に基づき長期的に良好な協業体制を維持することで当社の成長を支えるシステムの開発と運用にコミットいただくことを目的として、SG 社を割当予定先とする本新株予約権を発行いたします。

また、本資本業務提携に際し、長期的な成長目標を設定し、株主として利害を共有化することで、当社 D2C 事業の成長に不可欠な基幹システムの開発運用体制を長期的に確保する実効性を高めることができることから、上記「I. SG 社との資本業務提携の概要 2. 本資本業務提携の内容等 （1）資本提携

の内容」に記載しております行使条件を達成することによって行使可能となる業績達成条件を付した新株予約権を発行することが有益であるとの判断に至りました。

本新株予約権では、基幹システムの開発と安定運用を長期にわたり実現することを目的としているため、行使条件として 2035 年 7 月期から 2037 年 7 月期における「連結売上高 200 億円の超過」を設定しております。インターネットを取り巻く様々な変化に対応した基幹システムの開発運用は、ユーザーの購入体験の向上や新たなマーケティング手法の導入など様々な観点から売上成長に寄与するものであるため、業績条件の指標として売上高を基礎にすることは合理的であると判断しております。また、連結売上高 200 億円という水準は、2024 年 7 月期の連結売上高実績約 70 億円や 2025 年 7 月期の連結売上高予想約 84 億円という現時点での売上規模と比較して十分に挑戦的であり、かつ達成された場合には大きく企業価値向上にもつながる水準でもあるため他のステークホルダーの価値を棄損することとならないものとして、両社で議論し合意した金額です。

また、本新株予約権の発行と併せて、当社は SG 社が発行する新株予約権を引き受ける予定です。当該新株予約権にも、本新株予約権と同一の当社に係る業績目標（当社の連結売上高 200 億円の超過）が設定されており、当社と SG 社との間で、当社の成長を支える基幹システムの開発と安定運用を長期にわたり実現することを目的とした、新株予約権の相互発行となります。単なる資本参加ではなく、技術・信頼に基づく実質的な協働を長期にわたり継続することを重視し、本新株予約権の発行及び SG 社が発行する新株予約権の引受を決議いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	94,956,000 円
本新株予約権の発行による調達額	57,900 円
本新株予約権の行使による調達額	94,898,100 円
発行諸費用の概算額	8,000,000 円
差引手取概算額	86,956,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、登記関連費用、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）の合計となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

3. 行使価額が調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
運転資金	86百万円	2035年11月～2045年 8 月

(注)

- 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。
- 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
- 本新株予約権の発行は、当社と割当予定先である SG 社間で本資本業務提携を締結することを目的としたものであり、資金調達を主たる目的としておりません。また、本新株予約権の行使による払込みは、当社の業績に連動している点及び SG 社の判断による点により、払込みの金額及び時期を資金

計画に組み込むことは困難であります。従いまして、差引手取概算額の具体的な使途については当社の基幹システムの開発・保守体制の強化のための長期的な運転資金に充当する予定としております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本新株予約権の発行は、資金調達を主たる目的としたものではなく、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。従って、手取金は当社の基幹システムの開発・保守体制の強化のための運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

当社としては、手取金を用いて、当社の基幹システムの開発・保守体制の強化を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の基幹システムの安全性を向上させるとともに、当社の企業価値の向上に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング35階、代表取締役社長 野口真人）（以下、「プルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。プルータス社は、発行要項及び本資本業務提携契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額をそれぞれ当該算出結果と同額の100円（1株当たり1円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2025年8月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,639円を参考として、終値と同額の1株1,639円に決定いたしました。

当該判断に当たっては、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式の数は57,900株であり、2025年8月18日現在の当社発行済株式総数7,370,400株に対し0.79%（2025年7月31日現在の当社議決権個数73,669個に対しては0.79%）の割合の希薄化が生じます。

これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、本第三者割当は、後記「10. 発行要項」に記載のとおり、本新株予約権には業績に関する条件が付されており、一定の期間に連結売上高が200億円を超過した場合にのみ、行使可能となっております。このような条件を設定することは、業績目標を早期に達成する一助となり、企業価値の向上及び既存株主の利益に資するものと認識しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	株式会社ソニックガーデン
②	所 在 地	東京都世田谷区尾山台三丁目33番12号ノアマンション3階
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 倉貫 義人 代表取締役副社長 藤原 士朗
④	事 業 内 容	・納品のない受託開発 ・自社企画のクラウドサービス
⑤	資 本 金	43百万円
⑥	設 立 年 月 日	2011年7月1日
⑦	発 行 済 株 式 数	4,000株
⑧	決 算 期	6月30日
⑨	従 業 員 数	52人(2025年6月末)
⑩	主 要 取 引 先	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 株式会社ユーフォリア キリンホールディングス株式会社 東京ガス株式会社
⑪	主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱UFJ銀行
⑫	大株主及び持株比率	倉貫 義人 75.0% 藤原 士朗 25.0%
⑬	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	当社とSG社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とSG社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	SG社の代表取締役社長の倉貫義人氏は、当社の取締役CTOを務めております。
	取 引 関 係	当社は、SG社に対して、システム開発保守業務を委託しております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社の取締役である倉貫義人氏が大株主であり、関連当事者に該当します。
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態 ※2	
	決算期	2024年6月期
	純 資 産	673,581
	総 資 産	876,596
	1株当たり純資産(円)※3	168,395
	売 上 高	953,389
	営 業 利 益	非開示※2
	経 常 利 益	非開示※2
	当 期 純 利 益	非開示※2
	1株当たり当期純利益(円)	非開示※2
	1株当たり配当金(円)	非開示※2

(単位：千円。特記しているものを除く。)

- ※1 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを聴取しております。また、弊社の反社会的勢力排除規程に基づき、日経テレコンやインターネット検索等の調査により、反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。以上により当社は、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。
- ※2 割当予定先の意向により、2023 年 6 月期以前の経営成績及び財政状態、2024 年 6 月期の営業利益、経常利益、当期純利益、1 株当たり当期純利益および 1 株当たり配当金については非開示といたします。なお、当社において割当予定先の過去 3 期分の決算書を入手し、割当先として問題ない経営成績及び財政状態であることを確認いたしました。
- ※3 割当予定先は、2025 年 8 月 18 日開催の株主総会決議により、2025 年 8 月 18 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。2024 年 6 月期末に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額を算出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。

（3）割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の割当予定先である SG 社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、本新株予約権の行使による当社株式の取得は、本資本業務提携の一環として行われるものであります。なお、本新株予約権の発行要項において、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の事前の承認を要する旨が定められています。本新株予約権につき第三者への譲渡が行われた場合は、その内容を適時開示します。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日に係る SG 社の第 13 期事業報告書を受領し、貸借対照表により、総資産が 876 百万円であることを確認いたしました。また、当社は SG 社の主要預金口座の残高証明書等の写しを受領し、2025 年 6 月 30 日現在の主要預金残高が 794 百万円以上であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、SG 社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

（5）その他重要な契約等

当社が SG 社との間で締結する本資本業務提携契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025 年 7 月 31 日現在）		募集後	
青木 耕平	54.91%	青木 耕平	54.49%
佐藤 友子	12.01%	佐藤 友子	11.92%
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	7.15%	株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	7.10%

GOLDMAN SACHS & Co. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	4.25%	GOLDMAN SACHS & Co. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	4.22%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.36%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.33%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENON TREATY CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.05%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENON TREATY CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.04%
深井 大	0.95%	深井 大	0.94%
上田八木短資株式会社	0.70%	上田八木短資株式会社	0.70%
清板 大亮	0.62%	清板 大亮	0.62%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	0.50%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	0.49%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

- 募集前の大株主及び持株比率は、2025年7月31日時点の株主名簿を基準としております。
 - 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先であるSG社にて保有されます。行使可能期間は2035年11月1日から2045年8月18日までとなっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
 - 募集後の大株主及び持株比率は、2025年7月31日時点の発行済株式総数に本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数を加味した数値です。
 - 2023年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2023年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	384,700	5.22

- 2025年4月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社ヴァレックス・パートナーズが2025年4月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社ヴァレックス・パートナーズ	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号	709,300	9.62

8. 今後の見通し

本資本業務提携は当社の連結業績に短期的には影響を及ぼしません。なお、当社は本資本業務提携により当社の事業が拡大していくことは、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

（企業行動規範上の手続き）

○企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績

	2022 年 7 月期	2023 年 7 月期	2024 年 7 月期
売 上 高 （ 千 円 ）	5,163,136	6,060,836	7,012,802
営 業 利 益 （ 千 円 ）	841,854	965,680	1,083,700
経 常 利 益 （ 千 円 ）	850,469	968,145	1,150,762
当 期 純 利 益 （ 千 円 ）	561,349	695,339	785,757
1 株当たり当期純利益（円）	87.71	94.81	106.61
1 株当たり配当金（円）	—	45.00	17.00
1 株当たり純資産（円）	361.65	580.38	641.33

（注）当社は、2024 年 7 月期より連結財務諸表を作成しているため、2024 年 7 月期の金額は連結財務諸表の金額を記載しています。2024 年 7 月期の当期純利益の項目には親会社株主に帰属する当期純利益の金額を記載しております。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025 年 8 月 18 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	7,370,400 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） に お ける 潜 在 株 式 数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） に お ける 潜 在 株 式 数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） に お ける 潜 在 株 式 数	—	—

（3）最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

	2023 年 7 月期	2024 年 7 月期	2025 年 7 月期
始値	1,520 円	1,550 円	1,415 円
高値	1,962 円	1,700 円	1,733 円
安値	977 円	1,270 円	1,003 円
終値	1,524 円	1,415 円	1,677 円

②最近 6 か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始値	1,180 円	1,319 円	1,365 円	1,419 円	1,538 円	1,677 円
高値	1,359 円	1,433 円	1,428 円	1,629 円	1,733 円	1,677 円
安値	1,142 円	1,142 円	1,328 円	1,419 円	1,500 円	1,617 円
終値	1,319 円	1,363 円	1,416 円	1,538 円	1,677 円	1,639 円

（注）2025 年 8 月の株価については 2025 年 8 月 15 日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日株価

	2025 年 8 月 15 日
始値	1,621
高値	1,642
安値	1,621
終値	1,639

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払 込 期 日	2022 年 9 月 6 日
調 達 資 金 の 額	392,442,560 円 なお、2022 年 8 月 4 日を払込期日とする新規上場に伴う公募増資及び公募による自己株式の処分により手取概算額 864,288,000 円を含め、調達資金の額の合計は 1,256,730,560 円となります。
発 行 価 額	1,139 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	7,070,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	300,400 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	7,370,400 株
割 当 先	みずほ証券株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①人件費及び採用費 ②広告宣伝費
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	①2023 年 7 月期に 85,000 千円、2024 年 7 月期に 130,000 千円、2025 年 7 月期に 168,250 千円を充当 ②2023 年 7 月期に 300,000 千円、2024 年 7 月期に 300,000 千円、2025 年 7 月期に 300,000 千円を充当 なお、上記金額は、2022 年 8 月 4 日を払込期日とする新規上場に伴う公募増資及び公募による自己株式の処分により調達した手取概算額 864,288 千円を含めた手取概算額の合計 1,256,730 千円の内訳を記載しております。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	①全額を充当済み ②全額を充当済み

10. 発行要項

株式会社クラシコム第1回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社クラシコム第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 57,900 円

3. 申込期日 2025 年 9 月 3 日

4. 割当日及び払込期日 2025 年 9 月 3 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社ソニックガーデン（以下「ソニックガーデン」という。）に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 57,900 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 579 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 100 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数

を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,639 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含み、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは新株予約権が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2035年11月1日から2045年8月18日（但し、2045年8月18日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第13項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2035 年 7 月期から 2037 年 7 月期のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高が 20,000 百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の連結損益計算書をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、上記(1)の行使の条件が成就した時点において、2025 年 8 月 18 日付、当社及びソニックガーデン間の「資本業務提携契約書」（その後に変更契約が締結された場合、当該契約を含む）が有効に存続している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項乃至第 13 項、第 15 項及び第 16 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に、行使請求に必要な全ての事項が記載された行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

19. 行使請求受付場所

株式会社クラシコム コーポレートプラットフォーム部
東京都国立市中一丁目 1 番地 52

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行国立支店

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の資本業務提携契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 100 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の直前取引日（2025 年 8 月 15 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,639 円を基に決定した。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以上